

# 福岡県公報

平成30年4月6日  
第3981号

## 目次

### 告示(第353号-第390号)

○福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法	(畜産課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8

○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の供用の開始	(道路維持課)	12
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の供用の開始	(道路維持課)	12

## 公告

○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	12
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	13
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	14
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	17
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	19
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	21
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	21
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出		

(中小企業振興課) ……………22

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) ……………22

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) ……………23

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (商工政策課) ……………23

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………23

○土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ……………24

○基本測量の実施 (県土整備総務課) ……………24

○基本測量の終了 (県土整備総務課) ……………24

○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………24

○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………25

○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………25

○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………25

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………25

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………25

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………26

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………26

○県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……………26

○県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……………26

○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) ……………27

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (会計管理局会計課) ……………27

**告 示**

**福岡県告示第353号**

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法（平成29年4月福岡県告示第337号）は廃止する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

種 類	品 種	早晩性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアンライグラス	あかつき	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ゼロワン	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スプリングロール	中 生	〃	サイレージ・乾草
	さつきばれEX	中 生	〃	サイレージ・乾草
	ジャイアント	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	マンモスB	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エース	晩 生	〃	サイレージ・生草
	ムサシ	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	青刈えん麦	ウルトラハヤテ韋駄天	超極早生	〃
スーパーハヤテ隼		極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
青刈大麦	ワセドリ2条	極 早 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	はるか二条	早 中 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
青刈とうもろこし	SH4681（スノーデント115）	早 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	KD680（ゴールドデントKD680）	早 中 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	ゆめそだち	中 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	SH3815（スノーデント125わかば）	中 生	〃	サイレージ（ホークロップ）
	30D44（パイオニア135日）	晩 生	〃	サイレージ（ホークロップ）・二期作用

	SH9904 (スノーデント王夏)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ) ・二期作用・遅播き
青刈ソルガム	K70 (キングソルゴー)	早 生	〃	サイレージ・生草
	SX-17 (スダックス316)	早 生	〃	サイレージ・生草
	FS306 (雪印ハイブリッドソルゴー)	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	HS-G (タキイのハイブリッドソルゴー)	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	FS504 (高糖分ソルゴーDH)	中 生	〃	サイレージ・生草
	Sugar Graze (シュガーグレイズ)	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
	SG-1A (甘味ソルゴー)	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
	KCS-105 (スーパーシュガーソルゴー)	晩 生	〃	サイレージ・生草
	FS902 (ビッグシュガーソルゴー)	晩 生	〃	サイレージ・生草
スーダングラス	HS-K1 (ヘイスーダン)	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	シュガースリム	早 生	〃	サイレージ・乾草
	KCS-207 (サマーベラー細莖)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	TR-92 (ドライスーダン)	早 中 生	〃	サイレージ・乾草
	HS-9401 (ベールスーダン)	中 生	〃	サイレージ・乾草
	うまかろーる	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ロールキング	晩 生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラス	カタンボラ	中 生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中 生	〃	サイレージ・生草
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ・生草
オーチャー	アキミドリII	極 早 生	〃	放牧・採草

ドグラス	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクローバ	フィア	早 生	〃	放牧
あかクローバ	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バヒアグラス	ペンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼料用稲	モグモグあおば (西海飼262号)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	タチアオバ (西海飼253号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	たちすずか (中国飼198号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)

福岡県告示第354号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原10518番3先から 八女市黒木町笠原10206番1先まで	5.0 ～ 7.3	38.2
			後	八女市黒木町笠原10518番3先から 八女市黒木町笠原10206番1先まで	6.3 ～ 12.0	

福岡県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原10518番3先から 八女市黒木町笠原10206番1先まで

**福岡県告示第356号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原11583番23先から 八女市黒木町笠原11583番20先まで	3.8 ～ 4.0	41.0
			後	八女市黒木町笠原11583番23先から 八女市黒木町笠原11583番20先まで	3.8 ～ 7.0	

**福岡県告示第357号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成

30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原11583番23先から 八女市黒木町笠原11583番20先まで

**福岡県告示第358号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	上横山星野線	前	八女市上陽町上横山1645番3先から 八女市上陽町上横山1639番3先まで	5.1 ～ 5.5	29.3
			後	八女市上陽町上横山1645番3先から 八女市上陽町上横山1639番3先まで	5.1 ～ 7.4	

**福岡県告示第359号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市上陽町上横山1645番3先から 八女市上陽町上横山1639番3先まで

**福岡県告示第360号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山 星野線	前	八女市上陽町上横山2176番1先から 八女市上陽町上横山2158番1先まで	4.8 ～ 7.2	201.8
			後	八女市上陽町上横山2176番1先から 八女市上陽町上横山2158番1先まで	5.3 ～ 13.3	

**福岡県告示第361号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市上陽町上横山2176番1先から 八女市上陽町上横山2158番1先まで

**福岡県告示第362号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽 石川内線	八女市矢部村北矢部4262番1先から 八女市矢部村北矢部11060番1先まで

**福岡県告示第363号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

八女	県道	浮羽 石川内線	前	八女市矢部村北矢部3913番1先から 八女市矢部村北矢部3896番1先まで	5.6 ～ 13.8	65.1
			後	八女市矢部村北矢部3913番1先から 八女市矢部村北矢部3896番1先まで	9.0 ～ 17.6	

**福岡県告示第364号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽 石川内線	八女市矢部村北矢部3913番1先から 八女市矢部村北矢部3896番1先まで

**福岡県告示第365号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

飯塚	一般 国道	200号	前	嘉穂郡桂川町大字寿命62番1先から 嘉穂郡桂川町大字寿命48番5先まで	21.6 ～ 40.1	39.5
			後	嘉穂郡桂川町大字寿命62番1先から 嘉穂郡桂川町大字寿命48番5先まで	21.6 ～ 40.1	

**福岡県告示第366号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	桂川 下秋月線	嘉穂郡桂川町大字寿命62番1先から 嘉穂郡桂川町大字寿命28番1先まで

**福岡県告示第367号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

朝倉	塔瀬 十文字線 小郡	朝倉市中島田250番1先から 朝倉市桑原5番2先まで
----	------------------	-------------------------------

**福岡県告示第368号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	殖 木 入 地 線 甘 木	前	朝倉市中島田826番2先から 朝倉市桑原64番1先まで	10.0 ～ 18.0	731.0
			後	朝倉市中島田826番2先から 朝倉市桑原64番1先まで	10.0 ～ 30.0	

**福岡県告示第369号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
----------	-----	---------------

朝倉	殖 木 入 地 線 甘 木	朝倉市中島田826番2先から 朝倉市桑原64番1先まで
----	---------------------	--------------------------------

**福岡県告示第370号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	殖 木 入 地 線 甘 木	朝倉市桑原64番1先から 朝倉市屋永3370番1先まで

**福岡県告示第371号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	京都郡みやこ町犀川横瀬 194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊 良原459番1先まで	3.7 ～ 168.0	6,904.5

京築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	6.930.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 168.0	6.904.5
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	6.930.2

**福岡県告示第372号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	496号	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川下伊良原1042番1先まで

**福岡県告示第373号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	長尾稗田線 平島	行橋市南泉五丁目201番1先から 行橋市東泉三丁目237番1先まで

**福岡県告示第374号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	東八田 宇留津線 椎田	前	築上郡築上町大字高塚883番1先から 築上郡築上町大字高塚535番1先まで	6.8 ～ 19.0	148.0
			後	築上郡築上町大字高塚883番1先から 築上郡築上町大字高塚535番1先まで	6.8 ～ 19.0	148.0

**福岡県告示第375号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋



県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	東八田 宇留津線 椎田	築上郡築上町大字高塚883番1先から 築上郡築上町大字高塚535番1先まで

**福岡県告示第376号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	金 櫛 山 野 線	前	大牟田市大字櫛野3000番5先から 大牟田市大字櫛野3014番1先まで	7.5 ～ 13.6	85.9
			後	大牟田市大字櫛野3000番5先から 大牟田市大字櫛野3014番1先まで	7.5 ～ 9.5	

**福岡県告示第377号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	室 木 下 有 木 線 若 宮	前	宮若市芹田414番1先から 宮若市芹田526番1先まで	28.0 ～ 78.0	550.0
			後	宮若市芹田414番5先から 宮若市芹田526番1先まで	24.5 ～ 78.0	

**福岡県告示第378号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	室 木 下 有 木 線 若 宮	宮若市芹田431番1先から 宮若市水原112番1先まで

**福岡県告示第379号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	飯 塚 線 福 間	前	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5331番1先まで	9.4 ～ 86.8	669.0
				前	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5335番1先まで	
			後		宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5331番1先まで	9.4 ～ 73.4
				後	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5335番1先まで	10.8 ～ 69.5

**福岡県告示第380号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
直方	飯 塚 線 福 間	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5219番1先まで
直方	飯 塚 線 福 間	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5335番1先まで

**福岡県告示第381号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	飯 塚 線 福 間	前	福津市本木77番2先から 福津市本木939番9先まで	7.8 ～ 128.0	2,375.9
				前	宗像市大穂1318番先から 福津市本木939番9先まで	
			後		福津市本木77番2先から 福津市本木939番9先まで	8.0 ～ 76.0
				後	宗像市大穂1318番先から 福津市本木939番9先まで	10.5 ～ 78.2

**福岡県告示第382号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

北九州	飯塚線 福岡間	福津市本木812番1先から 福津市本木939番9先まで
北九州	飯塚線 福岡間	宗像市大穂1318番先から 福津市本木939番9先まで

**福岡県告示第383号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京築	県道	宇島港線	前	豊前市大字宇島57番1先から 豊前市大字八屋2467番2先まで	19.0 ～ 46.0	1,041.0
			後	豊前市大字宇島57番1先から 豊前市大字八屋2467番2先まで	7.8 ～ 47.0	

**福岡県告示第384号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	宇島港線	豊前市大字宇島57番1先から 豊前市大字八屋2544番75先まで

**福岡県告示第385号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	中畑線 八屋	豊前市大字鳥越721番1先から 豊前市大字八屋228番1先まで

**福岡県告示第386号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	行橋線 添田	行橋市西宮市三丁目105番1先から 行橋市西宮市三丁目104番1先まで

福岡県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	直 方 行 橋 線	前	行橋市大字矢山1667番1 先から 行橋市大字矢山1661番先 まで	23.0 ～ 104.0	382.2
			後	行橋市大字矢山1667番1 先から 行橋市大字矢山1661番先 まで	23.0 ～ 94.6	

福岡県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	直 方 行 橋 線	行橋市大字矢山1667番1先から 行橋市大字矢山1661番先まで

福岡県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	直 方 行 橋 線	前	行橋市大字矢山1694番1 先から 行橋市大字矢山1869番21 先まで	10.0 ～ 65.0	100.0
			後	行橋市大字矢山1694番1 先から 行橋市大字矢山1869番21 先まで	10.0 ～ 65.0	

福岡県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	直 方 行 橋 線	行橋市大字矢山1694番1先から 行橋市大字矢山1869番21先まで

公 告

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成30年3月16日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域及び森林地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	筑紫野市
森林地域		福岡市、直方市、飯塚市、豊前市、宗像市、宮若市、朝倉市、糟屋郡新宮町、田川郡川崎町、築上郡上毛町、築上郡築上町

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。）

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

コピー用紙単価契約（知事・教育）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過

していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
  - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
  - テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から平成30年4月20日（金曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることの証明書を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。
  - (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約事項の名称

コピー用紙単価契約（知事・教育）

## (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

## (3) 契約期間

平成30年6月1日から平成31年5月31日まで

## (4) 履行場所

入札説明書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年5月17日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	03	紙	A A,A,B
01	02	事務機器	
05	02	電気通信機器	

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることの証明書を下記5に掲げる者へ平成30年5月9日（水曜日）午後5時00分までに提出して確認を受けた者。

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX番号 092-643-3109

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

平成30年4月6日（金曜日）から平成30年5月9日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
郵送の場合 平成30年5月16日（水曜日）午後5時00分  
持参の場合 平成30年5月17日（木曜日）午後4時00分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
- (2) 日時  
平成29年5月18日（金曜日）午前11時00分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入



札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit-price.
- (2) Time Limit for Tender :  
4:00 P M on May 17, 2018
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division,  
General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7,Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
TEL 092-643-3092

#### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借

#### 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
  - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
    - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
    - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
    - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
  - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
  - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
  - ア 従業員数

- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）

- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年4月18日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札

参加資格審査の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年7月1日から平成37年6月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年5月16日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年4月6日（金曜日）から平成30年5月15日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年5月16日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成30年5月17日（木曜日）午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for terminal computers for Fukuoka Prefectural Police communication system
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on May 16, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext.2233)

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 (仮称) フェスティバルガーデン上津
  - (2) 所在地 久留米市本山一丁目542番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等  
意見なし
  - (2) 騒音の発生に係る事項  
本施設は騒音規制法の対象外ではあるが、福岡県騒音防止条例第4条にあるように、特に夜間の作業に気をつけ、騒音防止の徹底に努めること。また、近隣から苦情の申立てがあった場合には、速やかに真摯に対応すること。
  - (3) 廃棄物に係る事項等  
意見なし
  - (4) 街並みづくり等への配慮等  
意見なし
  - (5) その他  
市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可にあたっては基準があるため、事前に相談の上、久留米市役所路政課（土木管理チーム）へ詳細図等を添付した申請書を提出し、許可を得ること。

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成30年3月27日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー前原店  
 (2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

## 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	変更前	変更後
駐車場 No.1	91 台	57 台
駐車場 No.2	-	34 台
合計	91 台	91 台

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	変更前	変更後
駐輪場 No.1	11 台	-
駐輪場 No.2	10 台	-
駐輪場	-	21 台
合計	21 台	21 台

## 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	駐車場利用可能時間帯
駐車場 No.1	24 時間

(変更後)

駐車場 No.	駐車場利用可能時間帯
駐車場 No.1	24 時間
駐車場 No.2	午前9時00分～午後10時00分

## (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
出入口の数	出入口の数
3	4

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成30年3月27日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー前原店  
 (2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 ミッチェル・ウェイン・スレー プ 東京都北区赤羽二丁目1番1号

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年3月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス八女店

(2) 所在地 八女市大字室岡字道手43番地 外9筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年3月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス吉井店

(2) 所在地 うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外5筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

公告

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準案について、次のとおり意見を募集します。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成30年4月6日から平成30年5月7日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chiikimirai-shinnsakijunpc.html>）に掲載するほか、福岡県商工部商工政策課産業特区推進室に備え置きます。

公告

大野島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
吉川 清	大川市大字大野島3667番地1

2 就任理事

氏名	住所
山崎 忠文	大川市大字大野島3669番地1

**公告**

解散した清算法人友枝土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
松岡 勝広	築上郡上毛町大字西友枝740番地3
岩谷 勝美	築上郡上毛町大字東上171番地
三田 敏和	築上郡上毛町大字東上1616番地1
山本 盛文	築上郡上毛町大字東上1246番地2
新見 修	築上郡上毛町大字中村506番地1

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

- ①基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）
- ②基本測量（電子基準点現地調査）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
①大川市 ②北九州市、福岡市、直方市、田川市、 行橋市、筑紫野市、古賀市、糸島市、 嘉穂郡桂川町	平成30年3月20日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

- 基本測量（電子国土基本図（地名情報）修正）
- 基本測量（国土広域情報 修正）

## 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
管内全域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

- 都市計画図基図の更新



## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市の一部	平成30年3月20日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑紫野市全域	平成30年3月9日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

都市計画図基図の更新

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

福岡市の一部

平成30年3月16日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省北九州国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

2級基準点測量9点

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市吉国～京都郡荻田町二崎 （国道201号バイパス）	平成30年3月15日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字西2588番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区八田二丁目17-18-201

村上 貴紀

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項

の規定により八女市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画下水道の変更（八女市決定）（平成30年3月2日八女市告示第16号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により川崎町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画ごみ処理場の変更（平成30年3月15日川崎町告示第11号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画下水道の変更（粕屋町決定）（平成30年3月19日平成29年度粕屋町公営企業告示第8号）

**公告**

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。  
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したもの

とみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする  
平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 放置車両の形態等

放置場所	中間市池田二丁目1番地 福岡県営あさぎり住宅 100棟 付近
撤去通告貼付けの日	平成29年10月26日
メーカー名	DAIHATSU
種別等	軽自動車
自動車登録番号	不明
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	MOVE
塗色	黒
車台番号	不明
使用者(運輸局等照会)	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社北九州管理事務所 TEL 093-621-3300

**公告**

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。  
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 放置車両の形態等

放置場所	福津市中央四丁目17番1 福岡県営福岡住宅 駐輪場 付近
撤去通告貼付けの日	平成29年1月26日
メーカー名	YAMAHA
種別等	不明
自動車登録番号	不明
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	YAMAHA BJ
塗色	白及び水色
車台番号	SA24J-118836
使用者(運輸局等照会)	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741  
 福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

## 公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営山田住宅	大野城市	4,000円	12,000円	平成30年3月23日
福岡県営恵比須住宅	朝倉市	2,500円	7,500円	平成30年3月23日

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成30年4月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第6条の規定において、県は県の事務により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとされていることから、公有財産の目的外使用許可に係る各様式中暴力団排除に係る規定の対象者に法人等の使用人を追加したものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成30年3月30日